

中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業) 2次募集のご案内

特許・実用新案・意匠・商標

2次 募集

「外国出願」費用を補助します

(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、県内中小企業の海外展開に向けた支援の一環として、特許、実用新案、意匠、商標の外国出願にかかる費用の半額を補助します。

募集期間 令和8年7月24日(金)～8月24日(月) 17時まで

申請を希望される場合は、必ず事前にご連絡・ご相談ください

補助対象となる出願

海外展開を図るために外国へ出願する「特許、実用新案、意匠又は商標」が対象です。

※ただし、応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件(商標については優先権がない案件も可)に限ります。

補助対象企業

岐阜県内に事業所を有する中小企業者等

※いわゆる「みなし大企業」については、本補助金の対象となりません。

補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など

※日本国特許庁に支払う印紙代、先行調査に係る費用などは、補助対象外です。

※交付決定日から令和9年2月12日までに、支出が完了した経費が補助対象となります。

補助率・補助限度額

補助率: 補助対象経費の1/2以内

補助額: 1企業に対する1会計年度内の上限額: 300万円

案件ごとの上限額: 特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、
抜け駆け対策商標30万円

※1企業に対する上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です。

申請方法等

原則、電子メールにて申請ください。

※申請にあたっては、必ず「実施要領」及び「募集要項」をご確認ください。

※申請書類は、当センターホームページよりダウンロードできます。

※補助金システム[JGrants(「Jグランツ」)]を併用することも可能です。ただし、機密保持の内容を含む書類は電子メールでの提出となるため、電子申請単独では受理できません。

※正式な申請の前に事前確認を行っておりますので、締切1週間ほど前までにご提出ください。

選考方法等

補助金交付の可否は、審査で選考のうえ、令和8年9月下旬頃に決定する予定です。

※賃上げを表明している中小企業、ワーク・ライフ・バランス推進企業に対しては、審査上の加点などの優遇措置を実施します。詳細は、当センターホームページをご覧ください。

本補助金の詳細、申請書類のダウンロードは

右記のQRコード、または(公財)岐阜県産業経済振興センターのホームページ
<https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/kaigaisyutugan/index.asp> をご覧ください。



対象となる案件の具体例について

特許・実用新案

- ① 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件
- ② 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後、令和9年2月12日までに国内段階に移行する案件
- ③ 日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後、令和9年2月12日までに国内段階に移行する案件（ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る）

意匠

- ① 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件
- ② 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③ 採択後、令和9年2月12日までに日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件（ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る）

商標

- ① 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年2月12日までに外国特許庁に対して出願を行う案件（ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る）
※詳細は、当センターホームページに掲載の「実施要領第4条第1項第2号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について」をご確認ください。
- ② 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年2月12日までにマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件

抜け駆け対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって無断で出願・登録されるといった抜け駆け出願問題が深刻化しています。本補助金では、「日本において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標」を抜け駆け商標、その対策を目的とした外国への商標出願を「抜け駆け対策商標」と定義付けしています。

通常の商標出願であれば外国での事業展開計画についても求めるところ、抜け駆け対策商標出願については、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、抜け駆け出願対策の意思の確認のみで可とします。

【 ご相談・申請書の提出先 】

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引推進課
〒500-8505 岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階
TEL: 058-277-1083 e-mail: fund-k@gpc-gifu.or.jp